

「令和6年度生成AIを活用した全庁的な生産性向上のための実証業務」仕様書

1 件名

令和6年度生成AIを活用した全庁的な生産性向上のための実証業務

2 委託期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

3 委託業務の内容

受託者は、本仕様書、企画提案書、契約書、関係法令等にもとづき、以下の業務を行うこと。

(1) 生成AI検証環境の提供

受託者は、以下の仕様を満たす生成AIの検証環境を提供すること。提供するサービスは、日本語に対応したクラウドサービスであること。

ア サーバ環境

生成AIサービスを提供するサーバの設置場所は、日本国内であること。

イ 言語モデル

利用する生成AIサービスは、Chat GPT-3.5以上の文章生成能力を有し、他の生成AIサービスと切り替えて利用ができること。

ウ データ格納領域

本市が保有する業務資料等のデータを格納するための領域を保有すること。格納できるデータ格納領域を含むサーバの設置場所は、日本国内であること。

エ 入力データの取扱い

入力されたデータおよび生成された文章は、生成AIサービスの再学習に利用されないようにするとともに、生成AIサービス上に保存されないようにすること。

(2) 生成AI検証環境の機能要件

受託者は、以下の機能要件を満たす生成AIの検証環境を提供すること。

ア 利用ブラウザ

Microsoft Edge 及び Google Chrome から利用できること。

イ 独自データの参照

入力されたデータに対して、データ格納領域に格納されたデータを検索し、その検索結果を踏まえた回答を行うこと。回答作成時に参照したデータを、回答画面から参照表示ができること。

ウ ユーザー管理

管理者画面からユーザーの追加、変更及び削除またはアカウントの無効化ができること。ユーザーは500人以上登録可能なこと。一括追加登録ができること。

エ 本市が保有する業務資料等の登録、更新及び削除

本市が保有する業務資料等を登録でき、登録した業務資料を対象とした生成 AI による文書検索サービス及び検索結果を基にした文章作成サービスを提供できること。次の形式（拡張子）のファイルが登録可能であること（その他の形式（拡張子）のファイルが登録可能であれば、企画提案書に明記すること。）。

PDF（.pdf）/Word(.docx)/Power Point(.pptx)

また、登録した業務資料等の更新及び削除が可能であること。

オ ユーザーインターフェイス

（ア）利用者が1,000文字以上の質問文をテキスト形式で入力できるユーザーインターフェイスを有すること。

（イ）生成 AI により生成された文書（以下「生成文書」という。）はテキスト形式とし、ユーザーインターフェイス画面へ表示すること。1,000文字以上の文章が生成及び表示可能であること。

（ウ）生成文書については、参照元資料又は参照箇所のリンクを表示できること。上記エのうち、リンクを表示できない形式（拡張子）のファイルがあれば、企画提案書に明記すること。

（エ）生成文書に対して、利用者が条件を付与して追加質問し、先の質問及び回答に関連した回答が生成できること。

（オ）入力データの作成支援のために、利用用途に応じたチャンネルを複数用意し、ユーザーインターフェイス内で選択可能となっていること。

カ 利用ログの確認

管理者が、利用者の入力したプロンプト及び生成された文章を管理に必要な範囲で確認できること。

キ 利用トークン数

実証期間中は、少なくとも5か月間500ユーザーが利用することを想定している（500人×1日チャット1回×20日×5か月）。利用できるトークン数の上限を企画提案書に明記すること。

トークン数が上限に達した場合、利用停止できるようにすること。状況に応じて、本市及び受注者が協議の上、別途、費用を決定し、追加契約することがある。

（3）セキュリティ要件

受託者は、以下のセキュリティ要件を満たす生成 AI の検証環境を提供すること。

ア ユーザー認証にて、操作者を特定できること。

イ サービス提供期間中のユーザーの利用ログを保存できること。

ウ 不適切な利用を行ったユーザーの削除又は無効化ができること。

エ IP アドレスにてアクセス元を制御できること。

オ 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）が運用する ISMS 適合性評価制度における ISO/IEC27001 認証、又は ISO/IEC27001 のアドオン認証であるクラウドセキュリティ管理策 ISO/IEC27017 認証に対応するサービスを提供すること。

（4）サポートサービス

受託者は、以下のサポートサービスを提供すること。

ア 管理者及びユーザーの利用方法を記載したマニュアルを掲出すること。

イ サービスの保守情報をホームページ又はメール等で提供すること。

(5) 昨年度の実証を踏まえた対策の実施と検証

実施説明書にも記載のとおり、昨年12月から令和6年3月にかけて、「AI 市長秘書官」「AI 会計室」「AI 提案箱」の3件の実証を実施した。その結果、実証時の仕組みでは、①回答精度が不十分、②学習データの更新等のメンテナンスに手間がかかる、③セキュリティ上の懸念、④業務ごとに AI サービスが分かれているのは非効率という4つの問題点が判明した。

これらの問題点に対する対策について企画提案書にもとづき実施するとともに、その効果について検証すること。

(6) 今年度取り組むテーマ

本業務においては、昨年度実施した「AI 市長秘書官」と「AI 会計室」を主なテーマとして、実用化に向けた実証を行うが、他の業務を追加することもある。

(7) 本市職員等との打合せ等

本業務の履行期間中、必要に応じて（1～2か月に1回程度想定）本市職員等と打合せを実施すること。また、履行期間中に2回程度、本市職員向けの報告会（中間報告会及び最終報告会を予定）において進捗報告等を行うこと。日時、場所及び方法（Web会議可）等については、本市及び受注者が協議の上、決定する。

(8) その他業務の実施に伴い必要となる業務

その他本市の取組状況に応じて必要と考えられる業務があれば、必要に応じて提案し、本市の同意のもと実施すること。本仕様書、企画提案書、契約書等に定めのない業務の実施を検討する場合は、本市及び受注者が協議の上、別途、費用を決定し、実施することがある。

4 スケジュール

現在想定している本業務のスケジュールは、以下のとおりである。具体的なスケジュールは、受託者の提案を踏まえて、委託者と受託者が協議して定めるものとする。

(1) 契約：令和6年7月

(2) 生成 AI 検証環境の提供準備：令和6年7月～令和6年8月

(3) 生成 AI 検証環境の提供：令和6年9月～令和7年3月

(4) 昨年度の実証を踏まえた解決策の提案及び実施：令和6年7月～令和7年3月

(5) 中間報告会：令和6年10月

(6) 最終報告会：令和7年3月

5 留意事項

(1) 受託者は、業務の実施に関して知り得た個人情報及びその他の秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。委託業務終了後においても同様とする。

- (2) 本業務に関する所有権や著作権は、原則として委託者に帰属することとし、委託者は事前の連絡無く加工及び二次利用できるものとする。ただし、受託者が従来から有していた受託者固有の知識、技術に関する権利等については、受託者に留保するものとする。
- (3) 本仕様書に定めのない事項については、委託者と受託者が協議して決定する。